

四日市市農地利用最適化推進委員候補者選考要綱をここに公布する。

平成29年1月4日

四日市市農業委員会会長 齋藤 祐次

農業委員会告示第3号

四日市市農地利用最適化推進委員候補者選考要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四日市市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が、農業者、農業者が組織する団体その他関係者（以下「農業者等」という。）から推薦を受けた者又は募集により応募した者のうちから四日市市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）候補者を選考することについて、その過程の公平性及び透明性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(選考手順等)

第2条 推進委員候補者の選考は、次に掲げる手順に基づき行うものとする。

- (1) 農業者等からの推薦を受けた者又は募集に応募した者は、四日市市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（平成28年規則第1号）第3条に規定する資格を満たすことを確認した者が、推進委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合は、選考委員会で選考するものとする。
- (2) 選考委員会委員は提出書類に記載された「農地利用最適化推進委員就任に当たっての抱負及び推薦する理由」又は「応募理由」の記述内容について次の点を評価する。

評価項目	評価点
農地利用最適化推進委員の役割について理解しているか。 これまでに農地の貸し借りの相談ごとなど、農業委員会にかかわることはあったか。 また、農業委員会に対して、どのような印象を持っているか。	1・2・3・4・5
農地利用最適化の推進に対する意欲は感じられるか。 これからの推進委員には、担い手への農地の集積や耕作放棄地の解消などが求められるが、重点的に取り組みたいことがあるか。	1・2・3・4・5

<p>地域農業を守り育てようとする意識はあるか。</p> <p>農業集落では、未整備農地の遊休化、借り手農家の荒し作りなどの問題が起こっており、今後、これらの問題を解決し、地域の農業を守り育てていくためには何が重要だと考えているか。</p>	1・2・3・4・5
<p>市が進める農業政策を理解し協力的か。</p> <p>集落営農の推進や担い手農家の育成、就農希望者の支援、農地の保全活用、農地利用最適化推進委員として協力できることなど具体的な考えや意見はあるか。</p>	1・2・3・4・5
<p>総合評定</p> <p>社会一般における常識的思考、客観的判断などの識見及び応答の態度など、行政委員会の委員としての適格性はあるか。</p>	2・4・6・8・10
評 価 の 合 計	

- (1) 各選考委員は被推薦者・応募者ごとに採点した各項目の点数を合計し、その結果を参酌しながら、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)、農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第7号)及び農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号)の規定により、市の農業振興への貢献度合い等から総合的に候補者を評価する。
- (2) 農業委員候補者及び推進委員候補者の両方に推薦又は応募している場合は、農業委員候補の選考を優先し、農業委員候補者となった場合は、農地利用最適化推進委員の選考から除外するものとする。
- (3) 選考委員会は、必要に応じて応募者への面接を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

(農業委員会事務局)